

愛川町教育委員会

平成23年8月22日

愛川町教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成22年8月22日（月）
午後2時00分から午後2時24分
 - 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
 - 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
日程第4 教科用図書採択について
日程第5 その他
 - 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之
委員長職務代理者 平田明美
教育委員 足立原 威
教育委員 栄利隆一
教育長 熊坂直美
 - 5 欠席委員 なし
 - 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 河内健二
教育総務課長 熊坂祐二
生涯学習課長 大八木 尚一
スポーツ・文化振興課長 近藤史朗
教育開発センター指導主事 佐野昌美
教育総務課副主幹 井上 守
-

◎開会

- （岡本委員長） 少し早いですが、皆さんお集まりですので始めたいと思います。よろしく
お願いいたします。

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人でございます。定足数に達しておりますので、8月愛川町教育
委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより、日程に入ります。

◎日程第1

- （岡本委員長） 日程第1、会期の日程についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

（「意見等ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） 特によろしいですか。

ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより、表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（岡本委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いいたします。

教育長、お願いします。

——教育長より詳細について説明——

○（岡本委員長） 説明ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。日程第3、（1）教育長報告事項についてお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第4

○（岡本委員長） 次に、日程第4、議案第6号、教科用図書採択についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第6号でございますが、教科用図書の採択につきまして、採択結果及び採択理由について取りまとめができましたので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

○（岡本委員長） それでは、説明をお願いします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 教育開発センターの指導主事です。

お手元の資料をご覧くださいと思います。表題に、教科書図書採択について、平成24年度使用小中学校教科用図書の採択結果及び採択理由となっています。

まず1点目、学校教育法第34条による小学校教科用図書につきましては、「平成24年度使用の採択は、平成23年度と同一の教科書としなければならない」とする無償措置法第14条に基づきまして、採択いただきました。

続きまして、学校教育法第49条による中学校教科用図書です。一番左に教科、次に種目、次に発行者名、そして採択理由としてまとめております。

採択理由につきましては、過日の定例教育委員会で出ました意見、それから愛甲採択地区協議会でいただいたご意見、そういったものを取りまとめて採択理由とさせていただいております。

裏面につきましても、以下、外国語まで同じような形でまとめてございます。

最後、3点目になりますが、学校教育法附則第9条による小・中学校教科用図書、これにつきましては採択理由といたしまして、そこに記載のとおり、「適切に使用することにより、指導効果が上がるものと判断する。なお、実際の需要にあたっては、該当の児童・生徒一人一人の教育課程、指導計画等に基づき、適切なものが選択されるよう十分な配慮をされたい」という採択理由を記載させていただいております。

以上でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○（岡本委員長） 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑等ございましたらご発言ください。

足立原委員。

○（足立原委員） 採択結果はわかったのですが、清川村との採択の違いはなかったということで理解をしてよろしいでしょうか。

それともう一つ、調査員が厚木・愛甲ということで、厚木と一緒にですね。それで、厚木市の採択についてもほぼ愛川と変わらないのでしょうか。その辺のところがありましたらお願いします。

○（岡本委員長） はい、お願いいたします。

○（佐野教育開発センター指導主事） まず、清川村との結果のことにつきましてですが、清川村教育委員会も全く同じ発行者を採択いたしましたので、その後の調整というものは必要ございませんでした。

それから、厚木市との採択の違いにつきましてですが、2つの種目に違いがございます。1つが、社会科の公民的分野、もう1点が理科、この2種目につきまして、違う発行者のものを厚木市は採択されたと伺っております。

以上でございます。

- （岡本委員長） よろしいですか。
- （足立原委員） わかりました。
- （岡本委員長） ほかに何かございますか。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第6号、教科用図書採択についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第6号、教科用図書採択については原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （岡本委員長） 次に、日程第5、その他でございますが、事務局から何かございますか。

はい、お願いします。

- （熊坂教育総務課長） それでは、事務局のほうから1点、報告事項ということで、ご報告申し上げます。

学校用地から公衆用道路用地への所管換えについての報告でございます。

資料は、お手元の資料のほうで縦長のA4判の明細地図、それとA3判、大きいものの公図の写しと書いてあるその図面を、両方ご覧いただきたいと思います。

これは、町道中津2108号線の改良工事に伴います学校用地の所管換えということでございます。

まず、明細地図のほうをご覧ください。これについては、旧愛川町の町立体育館跡地利用に伴いまして、東中学校と旧町立体育館側との間に通っている道路でございます中津2108号線というのがありまして、この改良事業を実施することになったものでございます。

改良事業の内容としましては、県道のほうから中津の排水場の敷地が終わる50メートルぐらいいまで、そこについては幅員が5.6mということで広がっておりますが、それから先につきましては4.7mとなっております。新たに旧町立体育館側に新設道路を計画しておりますことから、副員4.7mから5.6mへの拡幅改良が計画されたところでございます。

これに伴いまして、明細地図を見ていただきますと、県道から50mぐらい入ったところからずっと改良箇所ということで色が濃くしてございますが、延長が約80m弱になります。80m弱の区間におきまして、東中学校のほうの用地のほうに77cmから87cm、この幅を学校側に後退をいたしまして、全体の面積でいいますと、61.47平米になりますが、学校用地から公衆用道路へと所管換えをいたすものでございます。

所管換えにつきまして、今後関係課と調整をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- （岡本委員長） これは色の塗られている部分が拡張されて、道路が広がるということですね。
- （熊坂教育総務課長） そうですね、はい。
- （岡本委員長） そのために、分筆するということですね。
- （熊坂教育総務課長） そうです。
- （岡本委員長） わかりました。ここは町道なんですか。
- （河内教育次長） 町道です。
- （岡本委員長） 説明は以上なのですが、何かご質問ありますか。

これは、もとの町の体育館があったところの反対側ですね。

- （河内教育次長） はい。
- （岡本委員長） あのところね。
- （足立原委員） 町の体育館を、今度、消防署の器具舎にする等の関係ですね。
- （河内教育次長） 跡地利用の関係ですよ。今、そういうようなことの最終調整になっているかと思いますが、ですから、そこに入って行く道路の部分でありまして、今回拡張されて、前回も県道側から拡張はしたんですけど、その前に分筆が以前、もう道路になってい

たんですけど、されていないということで、今、公図写しを見ると、変な形になっておりますけれども、1466-3のところから、一部、今回拡張の部分で入っておりますけれども、この部分については以前に、道路の拡張がされ、現状は道路なっています。その部分が分筆がされていなかったということで、このような変則的な結果になったものです。分筆状況になるということでは、ちょっと見るとわかりづらいと思いますけれども、そういう結果でございます。

ですから、学校の施設敷地の分筆関係が、道路なんかができた場合でもおけているケースなどもありますので、いわゆる未登記になってしまったといったケースであります。現状が道路だとかほかの目的で使われている場合についての分筆処理が、以前できていないという状況などもありますので、これからはそんなことはもうないように処理してまいります。今回は、この県道側のところについては発生したということで、このような分筆図になっているということでご承知おきいただきたいと思っております。

- （足立原委員） ちょっといいですか。
 - （岡本委員長） はい、どうぞ、足立原委員。
 - （足立原委員） そうしますと、今まではもう分筆されているんですね。
 - （岡本委員長） 説明では、分筆されていなかったということです。
 - （足立原委員） こちら側はもう道路になっていたんですね。
 - （河内教育次長） 土地は道路になっていました。
 - （足立原委員） 分筆はされていなかった。公簿上はなっていないかった。
 - （河内教育次長） はい、そういうことですね。
 - （岡本委員長） 別に広がるわけじゃないのですか。
 - （足立原委員） 広がるわけではないのですか。
 - （河内教育次長） 今回については、ピンクは広がる部分です。それで、以前の1466-3というのは、そこは道路になっていたものを、分筆して現在の形にしたわけです。
- この道路は、このピンクのところまで、いったん拡張はしまして、今は広がった状態になっています。この奥は、これからか、23年度に工事をする予定になっております。
- （岡本委員長） 体育館のあったところは、現在、空き地になっているんでしょう、更地に。その利用方法を勘案して広げる必要があったということですか。
 - （河内教育次長） 拡張の理由は、すれ違いが現状の道路幅ですと、5mぐらいであります。それを約6mに広げて、すれ違いが十分できるようにということでの対策であります。

県道側から入るところについては、50mほど先に拡張をしておきまして、それで、なおかつここで体育館の取り壊しによって空き地になり、そこを今度利用するという事なども勘案して拡張することとなったところです。また、拡張してほしいというのは、地域の方々の声もあったということで、このように決めています。

○（岡本委員長） なるほどね。

○（足立原委員） 両方とも公共用地なわけですから、学校側の用地が少し減るということですね。

○（河内教育次長） そういうことですね。

○（熊坂教育長） 消防器具舎ができますので、やはり消防車の出入りを考えると、少しは広いほうが通行しやすいと思いますね。

○（岡本委員長） ほかに何かございますか。

特によろしいですか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第5、その他については事務局報告のとおりご承認願います。

以上で、8月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、8月定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。